

令和5（2023）年度第2回みよし市公契約条例検討委員会 次第

日時：令和5（2023）年7月21日（金）午前10時から

場所：みよし市役所3階研修室5

1 議題

(1) 令和5（2023）年度第1回会議の検討結果について

(2) パブリックコメント用「みよし市公契約条例の基本的考え方」について

ア パブリックコメント実施期間

令和5（2023）年9月1日（金）から10月2日（月）まで

イ 閲覧場所

みよし情報プラザ、サンネット及び市ホームページ

2 その他

第 3 回会議 検討結果

1 対象とする契約について

(主な御意見)

- 対象とする契約を、業種で分けない判断はありがたい。業種を限定するのは、説明しづらいと思う。
- 対象とする契約の金額条件については、今後の状況によって変わる可能性があるため、規則で定めておいて、状況に合わせて変更していくのが現実的である。

(対応)

- 工事請負については 1 億円以上、業務委託については業種を限定せず、1 千万円以上を対象とする。ただし、随意契約（プロポーザルを経たものを除く）については、競争による価格の減額等がないとの考えから、対象から外す。
- 金額要件については、規則で定める。

2 労働環境の確認

(主な御意見)

- 共同企業体で請け負った場合、報告書等はどのようになるのか。
- 豊橋市の報告書をベースにする場合、調べるべき項目は入っているので市側としては良いが、提出する使用者側として、このボリュームで負担ではないかが心配。
- 豊橋市は、県内で最初に賃金条項を導入した自治体であり、できるだけ使用者側に負担がいかないようにとバランスのいいところで折り合いをつけた報告書を作成されている。この報告書で大きな不具合もないと聞いているので、これを参考にしつつ、改良できる部分があれば取り入れる形で良いと思う。
- 市内で外国籍の労働者が増えているため、ビザの確認等、適法に雇用できているかの確認をする項目が必要だと思う。
- 報告書の各項目を、使用者側が記入に悩まないような記載内容にすることが大事である。どう記載するのか、どこまで厳密にするのか、その後の処分（虚偽記載による指名停止等）との絡みもあるので、精査できるところは精査してほしい。

(対応)

- 共同企業体（JV）として受注した場合は、代表者も構成員も「受注者」とみなし、それぞれで報告書を提出してもらう。
- 豊橋市の報告書を基本にし、外国人労働者の雇用状況を確認する項目を加える。記載方法については、間違えずに記入できるよう精査するとともに、「手引き書」を作成し、記入方法など細かい部分を補うこととする。

3 労働者への周知・不利益な取扱いの禁止

【受注者の連帯責任について】

(主な御意見)

- 下請け業者が適正な価格設定で孫請け業者に出した場合はいいが、元請け業者が搾取して下請け業者に出した場合でも、下請け業者が労働報酬下限額以上の賃金を払わなかった場合は指導を受けることになるのか。孫請け業者が、孫請け業者の労働者に対して労働報酬下限額以上の賃金を支払わなかった場合、元請け業者は連帯責任を負うが、下請け業者は責任を負わなくていいのか。
- 行政処分を設定するのであればいる、設定しないのならいらぬ、設定せずに連帯責任の条文を置くこともできる。最終的な判断と結びついた結論を出さないといけない。
- 建設業では、下請け、孫請け、曾孫請けなどざらにあるので、「元請けが負う連帯責任は下請けまで」とするならまだしも、全部元請けが連帯責任を負うというのはきびしい。
- ケースバイケースなので、条例のみで規定せず、規則運用にしてはどうか。
- 条例の処分として連帯責任義務を負わせようとすると、条例で残さないといけない。
- 条例の対象と連帯責任の対象とは、別の議論で成立すると考えても良い。

(対応（事務局案）)

- 受注者の労働報酬下限額についての連帯責任は、負わせないこととする。労働者からの申出があった場合には、市が直接下請け、孫請け等の業者に指導に入る。
- 「それぞれの事業者が適正な元請下請関係を構築するため、対等な立場における合意に基づく公正な下請負契約を締結するよう努める」といった条文を条例に入れる。

○実効性を確保するため、入札参加停止措置、契約解除の条文は入れる。

4 市内事業者の活用

(主な御意見)

○市内事業者の活用については、おおいにPRしていただきたい。市内業者は小規模業者が多いので、大手と競争すれば負けてしまう。地元業者ならではのメリットもあると思う。

○地元に還元することも大事。市の取組に積極的に参加する企業には、何らかのプラスの換算ができる仕組みを踏み込んで検討いただきたい。

5 公契約審議会の設置

6 指定管理者への適用

みよし市公契約条例の 基本的な考え方について

みよし市総務部総務課

みよし市公契約条例の基本的考え方について

近年、社会情勢は日々変化しており、その影響で経済状況は不安定になっています。経済状況が悪くなると、公共事業の入札での競争が激しくなり、ダンピング受注を発生させます。ダンピング受注によって従事者の賃金が低下すると、労働環境が悪化し、自治体にとっては公共事業の品質及びサービスの質が低下すること、また、事業者にとっては担い手の確保や育成が困難となり、構造的な労働者不足を引き起こし、将来的に事業を継続できないことなどが懸念されています。

これは、本市にとっても例外ではありません。この状況に対応するには、市の発注する公共事業等について、労働者の適正な労働環境の確保を図ることが重要となってきます。

今回、策定しようとする公契約条例は、一定額以上の工事請負契約や業務委託契約等について、その業務に従事する労働者に支払う賃金に対して独自の最低額を設定することにより、適正な労働条件や労働環境の確保を図るものです。労働環境が整えば、労働者の生活は安定し、結果、労働意欲が向上し、良質な工事等が履行されます。それによって公契約に係わる事業者が成長し、地域経済が発展します。また、公共事業の品質やサービスの質が上がることは、市民福祉の向上につながることであります。

条例の検討に当たっては、昨年12月に事業者の代表者と労働者の代表者、学識経験者で構成する「みよし市公契約条例検討委員会」を設置し、条例を選定している先進自治体の状況を参考にしながら、各委員から御意見を伺いました。

1 条例の目的

公契約条例は、本市における公契約に係る基本方針を定め、市と事業者の責務を明らかにするとともに、公契約に従事する労働者の適正な労働環境と事業者の健全で安定した経営環境を確保し、公契約に係る業務の質の向上を図ることで、地域経済の健全な発展・市民の福祉の増進に寄与することを目的とします。

2 市の基本方針

市は、公契約に係る政策の実施に当たっては、次に掲げる事項を基本方針とします。

- (1) 適正な予定価格を設定し、公契約の品質と適正な履行を確保します。
- (2) 地域社会の維持と社会的価値の向上に貢献する事業者を適正に評価し、公契約の担い手の育成と確保に寄与します。
- (3) 入札・契約の透明性・競争性・公平性を確保し、不正行為の排除を徹底します。
- (4) 労働者の適正な労働環境を確保し、地域経済の活性化に努めます。

3 市・事業者の責務

(1) 市の責務

市の基本方針にのっとり、公契約に関する必要な取組を推進します。

(2) 事業者の責務

ア 社会的な責任を自覚し、法令等を遵守するとともに、誠実な公契約の履行に努めることとします。

イ 公共事業の質を確保するとともに、労働者に適正な賃金を支払い、労働者の適正な労働環境を確保するよう努めることとします。

ウ 公契約に係る業務の下請けや再委託をする場合は、本条例の趣旨を説明し、理解を得るとともに、建設業法その他関係法令を遵守し、適正な元請下請関係を構築するため、対等な立場における合意に基づいて、公正な下請契約を締結するよう努めることとします。

4 対象とする契約・事業者等

(1) 対象とする契約

施策の基本方針は、すべての公契約を対象とします。この公契約のうち、条例で定める労働報酬下限額や労働環境確認書の提出等の適用を受ける契約を「特定公契約」とし、特定公契約となる契約の具体的な範囲は規則で定めます。予定している特定公契約の適用範囲は、以下のとおりです。

特定公契約の適用基準

区分	適用範囲
工事請負契約	予定価格が1億円以上のもの（随意契約を除く）
委託業務契約	予定価格が1千万円以上のもの（随意契約を除く）
指定管理	予定価格1千万円以上の公募による指定管理

(2) 対象とする事業者、労働者

条例の対象となる事業者は、市と契約を締結するすべての事業者で、下請、再委託先、労働者派遣業者を含みます。

条例の対象となる労働者は、以下のとおりです。

ア 受注者及び下請負者に雇用される労働者（正社員、パートタイマー、アルバイト等雇用形態は問わない）

イ 労働者派遣法に基づき、受注者及び下請負者へ派遣される派遣労働者

ウ 受注者及び下請負者との請負契約により、自らが提供する労務の対価を得る者（いわゆる一人親方）

5 労働報酬下限額

特定公契約に従事する労働者に対して、受注者及び下請負者が支払う1時間当たりの賃金の最低額（労働報酬下限額）を設定することを定めます。条例では、この労働報酬下限額以上の賃金の支払いを、受注者及び下請負者に義務付けることとします。

労働報酬下限額は、公契約に関する審議会に意見を聴き、市長が定め、告示します。

労働報酬下限額については、工事請負契約に従事する労働者については公共工事設計労務単価を、それ以外の労働者については最低賃金法で定める地域別

最低賃金等を勘案して定める予定です。

6 労働環境の確認

賃金や労働時間等の労働条件が適正であることを確認するため、受注者と下請負者は、これらを記載した帳票（労働環境確認書）を提出することとします。この労働環境確認書は、一般の閲覧に供するものとします。

7 労働者への周知・不利益な取扱いの禁止

(1) 労働者への周知

特定公契約の受注者は、次の事項を労働者に周知しなければなりません。

ア 対象となる労働者

イ 労働報酬下限額

ウ 労働者は、労働報酬下限額が守られていない場合において市長等
その旨の申出ができること

エ 事業者は、労働者が上記の申出をしたことを理由に解雇等の不利益
な取扱いをしてはならないこと

(2) 市長等への申出

労働者の権利として、公契約に係る賃金が労働報酬下限額を下回る場合
又は未払いの場合は、市長・元請等に対して、その旨を申し出ることができ
ることとします。

(3) 不利益な取扱い等の禁止

申出を受けた事業者は誠実に対応しなければなりません。また、申出者を
保護するため、申出をしたことを理由に解雇等の不利益な取扱いをしては
ならないこととします。

(4) 立入調査・是正措置

市長は、申出等により調査が必要であると判断したときは、事業者に報告
を求めること、職員に事業所への立入調査をさせることができることとしま
す。また、条例違反を把握した場合は、事業者に対し是正措置を講じるよう
指導することができることとします。

(5) 違反者に対する市の措置

条例の規定に違反した場合は、違反した事業者の名称・所在地・違反した旨の公表をするとともに、指名停止措置、契約等の解除を行うことができる規定を定めます。

8 市内事業者の活用

地域経済の健全な発展等に資するため、市は公契約の発注に当たり市内事業者の受注機会の確保に努めることとします。

9 公契約審議会の設置

労働報酬下限額など公契約の推進に必要な事項を調査審議するため、市長の諮問機関として「公契約審議会」を設置します。審議会は、事業者と労働者のそれぞれの代表者、学識経験者などで構成します。

公契約条例制定までのスケジュール

令和4（2022）年 12月	公契約条例検討委員会設置 検討委員会開催（計4回）
令和5（2023）年9月	パブリックコメント実施 実施期間 9月1日から10月2日まで
令和5（2023）年10月	検討委員会開催
令和5（2023）年12月	市議会定例会に条例案を提出 条例公布
令和6（2024）年1月	公契約審議会開催
令和6（2024）年4月	条例施行